

〈研究ノート〉

大震災が経済統計策定に与えた影響、対応策と評価

土肥原 洋*

The Consequence of the March 11th Disasters Having Given Statistical Compilation, Measures and the Evaluation on Them

Hiroshi Doihara

Abstract

March 11th disasters have given various difficulty and influence on compiling statistics. Much statistical methods and know-how were utilized. However those ideas are not based on generality and standard skills. In such a case, what we need and take care of should be shown. It will be necessary to reexamine the state of statistical compilation or a statistics system by making correspondence to these disasters into a case study in the cases, such as serious disasters.

1. はじめに

東日本大震災は、経済統計の策定に対しても様々な影響を与えた。発表中止や延期にいたったものから、被災数県を除いて集計、欠測値の補完などまで、様々な対応が見られた。以下では、今回の大震災が経済統計の策定に対して与えた影響とそれに対する主な対応策について整理してみる。また、こうした対応に対して、統計ユーザーの側から留意事項と考えられる点を幾つか挙げてみたい。一方、そうした対応の中で、再集計、特別集計等の工夫がなされたものは見られるが、震災の経済的影響などの新たな調査項目の設置といった対応はほとんどなされていない。こうした統計作成の実態から、我が国の統計制度について、機動的な対応の欠如、ひいては硬直性といった問題が存在している可能性がある。

本稿ではいわゆる経済動向を把握するときに活用される主に官庁、日本銀行によって作成される統計を中心に検討し、またそれと対応するために、主に民間金融機関によって作成されている中小企業関係の統計を見ることにする¹⁾。

* 亜細亜大学経済学部教授 doi_hara@asia-u.ac.jp

¹⁾ 本稿は2011年7月末までに公表された統計を対象として取りまとめ、2012年1月末時点で加筆修正を行った。

各国の統計行政組織は、集中型と分散型に分けられる。集中型統計行政とは中央統計庁といった統計策定組織を中心に、国の統計策定業務、場合によっては地方・地域の統計業務を含めた統計業務を統一的行うものである。一方、日本の統計制度は分散型とされ、各府省がそれぞれの行政的な必要性から統計を策定しており、従来は総務省が総合調整機関となっていた。平成19年に統計法が改正され、平成21年度から改正統計法が全面施行されて、新しい制度に変わった。行政機関、地方公共団体などが策定する統計を公的統計とし、その整備に関する基本計画を策定して体系的に整備するとともに、内閣府に統計委員会を新設して公的統計や基本計画の調査審議に当たらせるというものである。分散型の組織ではあるが、統計委員会の設置や基本計画の策定で、統計行政に中央統計庁設置の効果の意味合いを持たせることを目指した。また、改正統計法は、加工統計も対象としており、代表的な加工統計である国民経済計算は、国勢調査とともに、基幹統計として統計法第6条などで名称を明示して規定されている。

しかし、現在のところ、統計ユーザー側から見れば、これらの制度改正による効果は感じられないのではないかと。以前の指定統計が基幹統計に、承認統計は一般統計となった、というように名称変更程度のものではないかと。また、政令で定められた地方公共団体が行う統計調査、届出独立行政法人等²⁾が行う大規模な統計調査等には届出が必要とされている。そうした中で、大震災に伴う混乱に対して統計策定部局にはどのような対応が見られたであろうか。

2. 大震災への対応

(1) 行政の対応等

大震災後の2011年3月15日に、基幹統計作成のための統計調査には報告義務があるが、その義務に対して免責措置が適用されること³⁾、統計法に基づく統計調査の実施等に関しても弾力的な運用が行われる方針であることが総務省統計基準担当から各府省、各都道府県・政令指定都市に通知された。以降、各府省は、統計調査の実施・結果公表に際して、各種特別措置を取ることを発表した。4月8日⁴⁾には統計委員会委員長談話が発せられ、大震災により特別の措置がなされる場合には情報を開示すること、被災地データの取り扱いに対しては留意すること、対応状況については記録し保存すること、の3点が挙げられた。

4月13日には総務省統計局長より「東日本大震災に被災された皆様へ」⁵⁾と題する声明が出され

²⁾ 現在日本銀行のみが対象となっている。

³⁾ 「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(平成23年3月13日公布施行)の定める措置により平成23年6月30日までに報告がなされればよいこととなった。

⁴⁾ 以下の月日は特に明示しない限り2011年である。

⁵⁾ 総務省統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/today/037/1htm>

た。そこでは「被災された調査対象者の皆様におかれては、生活の維持・再建などで大変な状況のことと思いますので、調査へのご回答についてはご無理をされないようお願い申し上げます」とされた。また「統計利用者の皆様へ」⁶⁾と題する声明もあわせて出された。そこでは「今後、統計の公表時期、集計方法、集計内容等を変更する場合があります」とし、その場合でも、「できるだけ事前にその旨をお知らせし」、「通常の公表内容との相違点や、データを見る上での留意点などの補助情報や解説をできる限り提供」とされている。これらの声明は、総務省統計局が策定している国勢調査など多くの基幹統計、一般統計に対してである。

4月15日には総務省統計基準担当より「東日本大震災を踏まえた統計調査結果等の情報提供に当たっての留意事項について」と題するペーパーが出された。「統計調査は調査対象、調査方法、調査事項、調査周期等がそれぞれの調査に応じて千差万別であり、例えば調査が実施できなくなった地域の推計方法を一律、包括的に定めることは不相当である」とし、また「当面の対応については、被災地の住民感情や調査組織における業務体制を踏まえ、無理の無い範囲で統計調査を実施」としている。そのうえで、前述の統計委員会委員長談話と同様の内容を述べている。

大震災後の統計作成のための調査に対するこうした対応を見ると、被災した調査対象者への配慮を見せつつも、統計を継続して策定するという方針が強く感じられる。統計作成の面だけではなく、行政を行ううえでの統計の重要性、特に被災地域の状況の把握や復興に対する統計の必要性という統計活用面での認識はあまり感じられない⁷⁾。

以上の政府の対応は、「平成22年度統計法施行状況報告」⁸⁾のなかで東日本大震災に係る統計データの提供等としてまとめられている。

「東日本大震災に係る統計データの提供等」⁹⁾によれば、大震災の対応状況として、各府省、人事院、日本銀行は、基幹統計調査及び主な一般統計調査を中心に58調査について、次ページの第1表のような特別の対応を行ったと整理されている。

集計・推計方法、公表時期などを変更したものが最も多く（再集計なども含まれる）、参考値の提供などが続くが、調査対象地域を除外したものも多い。

以下では、やや恣意的ではあるが、経済統計としてよく使用される統計¹⁰⁾を中心に、具体的にど

⁶⁾ 総務省統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/today/037/2htm>

⁷⁾ 9月22日になって、統計委員会委員長は、「平成22年度統計法施行状況に関する審議結果について」という談話を公表して、東日本大震災にかかる統計データの提供等の在り方についての方向性を提示した。それによれば調査対象地域の除外などを行った場合は可能な限り補完的な調査、推計をするように、などが含まれている。

⁸⁾ 平成22年度の施行状況の報告であるが、「東日本大震災への対応として行われた事項など、平成23年度の施行状況に係るものについても、必要と考えられる範囲で記述している」(p.1)とされる。

⁹⁾ 統計委員会第30回基本計画部会配布資料（平成23年8月29日）による。

¹⁰⁾ 以下では、筆者の担当授業である日本経済論、国民経済計算論、中小企業論で主に使用する統計を取り上げる。これらは日本経済団体連合会2004年調査、総合研究開発機構「市場分析専門家の立場から見た経済統計に関するアンケート（2008年）」などでよく使用されるとされた統計をほぼカバーしている

第1表 大震災に係る統計の特別の対応等

特別の対応	調査数
大きな被害を受けた地域を調査対象地域から除外したもの	延べ14調査
調査対象・項目の限定、調査票の発送の延期を行ったもの	延べ5調査
調査実施時期を延期したもの	延べ4調査
集計・推計方法や公表時期を変更したもの	延べ29調査等 ¹¹⁾
その他参考値の提供や、督促の中止、事前確認を行ったもの	延べ18調査

(備考)「東日本大震災に係る統計データの提供等」(第30回基本計画部会配布資料)

のような対応が行われたかを、ユーザー側から見て注意すべきという観点から、第1表とは異なる視点を交えて見ていく。例えば第1表で掲げられている「督促の中止」などは、回答率の若干の低下などの影響はあろうが、ユーザーにとってはそれほど意識されるものではない。その際、一次統計と二次統計(加工統計)に分けて整理していく。

(2) 一次統計¹²⁾

統計は、調査票を配布して回収し、記入されたものを集計などして作成される一次統計と一次統計を加工して作成される二次統計に分けられる。

一次統計では、大震災後に公表する予定であった調査結果について、1) 公表中止、2) 公表延期、3) 被災県を除いた調査結果の公表、4) 被災県の一部地域を除いて集計しそのまま全国値とする、5) 被災県の全部または一部地域を除いて補完せずに集計する、または通常の欠測値補完により全国値を算出し公表、6) 集計方法を変更して全国ベースの調査結果を公表、というような対応が見られた。以下ではこうした分類を基にして、各々主要な統計を例に挙げてみる。

1) 公表中止

公表中止となったのは、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」(2月分の速報)であり、3月31日に公表予定であった。同統計は建設業の受注状況を調査したもので、調査対象の建設業者が都道府県知事に毎月月末現在の調査項目について、翌月の10日までに申告し、知事は同月20日までに国土交通大臣に提出することになっている。調査対象、項目は、前々年度完成工事高1億円以上の事業者から完成工事高に応じて抽出した約1万2000事業者と大手50社を対象に、1件500万

(日銀レビュー「短観の読み方—主要項目の特徴とクセ—」(2010年10月、日本銀行)に両調査は引用されている)。

¹¹⁾ 等には、基幹統計調査である四半期別GDP速報が含まれる。

¹²⁾ 消費者物価指数、鉱工業生産指数は、各々、小売物価統計調査、生産動態統計を基に策定される二次統計であるが、ここでは一次統計に分類した。

第2表 一次統計における対応策等の概要

対応	統計調査名	調査対象	時点	備考
公表中止	建設工事受注動態統計調査(基幹)	一定以上の規模の建設業者(1万2000業者)	月末	2月分速報×
公表延期	牛乳乳製品統計(基幹)	404工場(23年当初)	月末	2月分、×
4県除き公表	サービス産業動向調査(一般)	3万9000事業所	月末	3月分速報○
3県除き公表	労働力調査(基幹)	4万世帯と世帯員	月末	3月分以降×
1県除き公表	建設工事受注動態統計調査(基幹)	一定以上の規模の建設業者(1万2000業者)	月末	4月分速報・確報×
調査員調査を除く	毎月勤労統計調査(全国)(基幹)	事業所規模5人以上29人以下の33万5000事業所	月間	3、4、5月は調査員調査を中止、○
一部調査中止(補完無)	消費動向調査(一般)	6720世帯	毎月15日	4県7調査区で調査中止×
一部回収不可能(補完)	家計調査(基幹)	8749世帯	1ヶ月間	3月は300世帯、6月は48世帯が不可能、×
一部調査延期(補完)	法人企業統計調査(四半期別)(基幹)	資本金1000万円以上の法人約3万274社	3ヶ月間	3県の一部地域に約1000の調査延期法人あり、○
可能な限り調査	生産動態統計調査(基幹)	2万事業所	月末	3月は被災地の1割の事業所が提出不可能、○

- (備考) 1. 統計調査名は主要なもののみを挙げた。また基幹は基幹統計調査、一般は一般統計調査。
 2. 調査時点は、調査期間を含み、主要な項目を対象。
 3. 備考は、対応がなされた調査月など、また、○印は調査票に備考欄有、×印は無。ただし家計調査は世帯票などには備考欄あり。

円以上の工事などの請負契約額等である。2月分の調査票の収集が遅延したから¹³⁾、大手50社分以外の公表は中止になったということである。建設関係の統計は比較的公表が遅いが同統計は受注段階で把握できるので、建設投資の先行指標として活用されている。基幹統計に指定されており、また、他の生産・受注等に関する事業所関係の統計の取り扱いと比較しても、公表中止とするのではなく、集計や公表の仕方に工夫の余地があった可能性があるだろう。同統計2月分の確報は予定通り4月11日に公表され、4月分速報は宮城県分を除いて、5月31日に公表された。同統計5月分速報公表時である6月30日より、4月分も宮城県を含めて公表された。7月11日改めて宮城県分を含めて4月分の再集計¹⁴⁾を行い公表した。

¹³⁾ 週刊エコノミスト 2011年4月26日号、p.15。

¹⁴⁾ 平成23年4月速報、確報調査には宮城県が含まれていないが、3月速報、確報調査(月末が調査時点)には調査対象に漏れがあるとの記述はない。

2) 公表延期

公表延期となったのは、農林水産省「牛乳乳製品統計」2月分であり、3月25日公表予定が、4月20日まで1ヵ月近く延期された。3月分は通常なら4月下旬に公表されるが、やや遅れて5月9日に公表となった。平成23年当初の調査対象は404工場であるが、牛乳生産量等の項目は調査対象以外の推定値を積み上げ、都道府県値を推計し、その合計で全国計が算出される。それらのとりまとめが困難なために公表が延期された。本統計は、基幹統計に指定されており、また国民経済計算のGDP速報値を推計する場合、個人消費支出（国内家計最終消費支出）を構成する品目の基礎統計となっているとみられ、公表延期は他の統計へ影響を与える。

3) 被災県を除いた調査結果の公表

① 4県を除く

総務省「サービス産業動向調査」3月分（速報）は、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の4県を除いて集計し、4県を除く全国値の前年比を作成し5月31日に公表した。こうした措置については5月25日に事前にアナウンスしていた。4月分（速報）公表に併せて、4県を含めた3月分速報の再集計結果を6月29日に公表した。また、同時に2～4月分の月間売上高を東日本と西日本に分けて集計した。なお、福島第一原子力発電所警戒・計画的避難区域については調査を停止した。

② 3県を除く

総務省「労働力調査」は、3月分以降7月分まで岩手県、宮城県、福島県の3県を除き全国集計結果を公表、併せて3県を除いた全国集計結果を平成21年1月分まで遡及して公表した。5月分から岩手県、宮城県の一部を調査対象に加え、8月分から福島県の一部で調査が再開された。5月以降3県のうち一部の完全失業率が公表されている。調査実施区域の割合は3県の対象区域全体に対して7月分では33.6%であったが、11月分で82.7%にまで回復した。

総務省「個人企業経済調査」平成23年1～3月期動向編（5月26日公表）、4～6月期動向編（8月25日公表）、22年構造編（7月12日公表）について、岩手県、宮城県及び福島県の3県を除く全国の結果を公表した。7～9月期動向編から一部の市を除き調査は再開される。

農林水産省「作物統計調査」、「木材統計調査」、「海面漁業生産統計調査」についても岩手県、宮城県及び福島県の3県を除いて公表した。

③ 1県を除く

国土交通省「建設工事受注動態統計調査」4月分（速報、確報）は前記の通り宮城県を除いて公表した。

④ 3県の調査員調査を中止

厚生労働省「毎月勤労統計調査」の全国調査は、常用労働者の規模が30人以上の事業所に対しては郵送調査とオンライン調査、規模5～29人では調査員調査とオンライン調査により実施される。同調査は、岩手県及び福島県の3月、4月分、宮城県の3～5月分の調査員調査と地方調査を中止し、福島第一原子力発電所周辺の一部地域における調査も中止した。この結果、全国調査は郵送調

査とオンライン調査による分を実施し、3月分は5月2日に結果を公表した。全国調査で中止されたのは、規模5~29人以下の調査対象事業所のうちの調査員調査の部分である。公表前の4月25日に、厚生労働省から、今回の対応による全国調査結果への影響について、労働者1人当たり賃金については、実勢よりも高めに、労働者1人当たり労働時間については実勢より高めに、雇用については、実勢より高めに、また実勢よりも遅れて結果に反映される可能性がある、との注意喚起がなされた。

特別集計によれば、被災3県における規模30人以上の調査対象事業所のうち平成22年3月に調査票が提出された事業所の中で、本年3月の調査票が提出された事業所の割合は63%であったが(5月2日公表)、5月速報分では70%とやや上昇した(7月5日公表)。

4) 被災県の一部地域・調査対象を除いて集計し補完せずにまたは通常の欠測値補完により全国値を算出

内閣府「消費動向調査」3月調査¹⁵⁾は、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の合計7調査区で調査中止となったが、そのまま公表した。調査対象世帯の2%が調査中止になり、それらの世帯が全項目で「悪くなる」と回答したと仮定した場合の試算を公表した。なお、4月調査では欠測調査の回答を東北地域の回答結果で補完した場合の集計結果を合わせて公表した。内閣府「景気ウォッチャー調査」3月分も通常通りそのまま公表した。

内閣府・財務省「法人企業景気予測調査」¹⁶⁾は平成23年度を通じて調査困難な法人(78社)は調査対象から外し、その他の法人(41社)については一時的に調査の実施を見合わせ、調査票は未回収扱いとし、業種別・資本金別に全国平均値を算出し、それにより補完して全国値を推計した。

財務省「法人企業統計調査」1~3月期調査(速報値)は、岩手県、宮城県、福島県の全域ならびに青森県、茨城県の一部に本店などを持つ調査対象法人の調査を延期したが、業種別・資本金階層別に全国平均値を算出し、それにより補完して、全国値を推計した。なお、前記以外の地域においても震災による回答期限の延長が可能であった。

厚生労働省「人口動態統計」2月分、3月分は、岩手県、宮城県、福島県、横浜市の一部の調査票が集計できなかったが、それらを含めずに全国値を集計した。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査」3月分は通常より回答率が低下したが¹⁷⁾、通常の欠測値処理を行ったうえで、公表した(6月分も同様)。公表3日後、特に注目度が高い業況判断DIについては、2月24日から3月11日までに回収した分とその後の回収分を分けた数値を公表した。6

¹⁵⁾ 毎月15日が調査日であるが、3月11日以前に回収された調査票は1613世帯、12日以降に回収された調査票は3291世帯である。「消費動向調査における東日本大震災の影響について」(平成23年4月19日、内閣府経済社会総合研究所景気統計調査部)による。

¹⁶⁾ 「東日本大震災の影響による「法人企業景気予測調査」の公表・集計等の取り扱いについて」(内閣府、23年6月7日)。

¹⁷⁾ 従来99%前後であった回答率が、3月調査では96%弱であった。

月分の業況判断の項目の回答率については、通例の規模別のみならず、製造業・非製造業に分けて公表するとアナウンスされた¹⁸⁾。また、短観では、すべての項目が未回答の場合、有効回答者数に含めない扱いであるが、年度計画の項目が未回答の場合、欠測値補完処理を行っている。売上高、経常利益率、設備投資額等の2011年度計画値については、有効回答社数と調査対象企業総数に対する回答率を合わせて発表することもアナウンスされた。なお、従来より計画値が未記入の場合、前回調査での回答値または前年度調査での回答値を代入して母集団推計する欠測値処理を行うこととしている。

日本銀行「企業物価指数」、「企業向けサービス価格指数」は被災により月次の価格調査票を提出できなかった企業については、通常の手続きで欠測値補完¹⁹⁾を行った。

信金中央金庫の「第144回全国中小企業景気動向調査」(2011年6月29日公表)は岩手県、宮城の一部企業の調査を実施せずにそのまま公表した。

5) 被災県の全部または一部地域を除いて集計するが補完等により全国値を算出し公表

総務省「家計調査」は、3~5月は岩手県、宮城県、福島県の一部、6~7月は岩手県、宮城県の一部で調査票が回収できなかった。回収できなかった地域については、東北地方で調査票を回収できた地域の結果で補完し、全国値を推計して公表した。なお、単身世帯では、北海道・東北地方で補完した。同様のやり方で行った前年の全国推計値も提供している。また、3月分の調査票が追加で回収できたので、その情報を取り込んだ推計値を7月29日に公表した。3月分、4月分、5月分の公表日には、消費行動に大きな影響が見られる主な品目など各種関連資料が公表された。これらは再集計というよりも、家計調査に関する個別分析という性格を有する。総務省「家計消費状況調査」3月分以降についても家計調査と同様にして集計している。

総務省「小売物価統計調査」(全国3月分)は岩手県、宮城県、福島県、茨城県の各一部地域の調査に支障が生じたため、調査が実施された価格の単純算術平均を都市別価格として使用した。4月分も同様である。なお、全国4月分は5月27日に行う通常の公表に先立ち、東日本大震災による小売価格への影響を早期に把握することを目的として、4月28日及び5月11日に、各々4月上旬値、4月下旬値についての東日本地域の小売価格に関する速報値を公表した。総務省「消費者物価指数」は小売物価統計調査の結果から作成されるが、3月分の作成の基となる小売物価統計調査中旬調査では岩手県、宮城県の一部で通常の調査ができなかったため、当該地域の3月上旬または2月の価格を用いて、全国値を計算した。

6) 集計方法を変更し全国ベースの調査結果を公表

経済産業省「生産動態統計調査」、「特定業種石油等消費統計」は3月分回収前にヒアリングを実施し、調査票の提出ができないとした事業所には電話等によるヒアリングにより個別に得られた情

¹⁸⁾ 「2011年6月短観実施方法について」(日本銀行調査統計局、平成23年6月23日)。

¹⁹⁾ 「個別統計に関する解説及び参考情報(日本銀行)」による。

報を基に推計値を作成した。連絡の取れない事業所は生産等をゼロとして処理した。「鉱工業生産指数」は主に生産動態統計調査を活用して策定される。所管外データを使用する場合、被災地を除外して集計した調査結果については、除外した集計結果の前月比をもとに全国値を推計するなど結果データに不連続が生じないように処理を行った。「商業動態統計調査」3月分は、被災地域で調査票の提出が無かった事業所については1月分販売額を基準に、3月中には11日分の販売があったとして推計した。

なお、国土交通省「自動車輸送統計調査」「港湾調査」なども電話問い合わせ等により、被災地域調査客体の状況に十分配慮したうえで調査を実施したとされる²⁰⁾。

7) 年次統計における対応

以上、月次、四半期等調査を中心に対応状況を見てきた。総務省政策統括官（統計基準担当）は「各府省等（統計関係）における東日本大震災後の対応状況」をとりまとめ、数回にわたって公表している。そうした資料によれば、年次統計への影響も大きく、影響を受ける年次統計が次々に登場していることが分かる。こうした状況下でこそ必要度が高いと思われる統計が実施されないといった懸念がある。例えば、文部科学省「学校保健統計」は23年度調査を3県については実施しないこととした。厚生労働省「患者調査」、「医療施設調査」についても宮城県の一部地域及び福島県の全域について調査を行わないなどの対応がなされている。

(3) 二次統計（加工統計）

1) GDP 統計

一次速報値、二次速報値が推計される。一次、二次ともに供給側と需要側から推計し、両推計を総合して各々の速報値とする。

①一次速報値

供給側推計で3ヵ月目が得られない品目のうち、農林水産業については県内総生産における岩手県、宮城県、福島県の割合を考慮して補外値を推計する。製造業のうち「製材・木製品」などは補外値を推計する。サービス業については、各府省公表資料、業界統計などにより補外値を推計する。

需要側推計では、民間最終消費支出は世帯当たりの消費に世帯数を乗じるがその際の世帯数は、死者及び行方不明者、避難者数を控除した世帯数を利用し推計する。被災地域の民間住宅、公的固定資本形成は、3月分は21日分の工事が進捗しなかったものとして推計する。4～6月期の公的資本形成は3月に進捗しなかった工事をも平均工期で分割し、今期及び来期以降に含める。1～3月期の民間在庫品増加は、石油統計速報の月末在庫数量の情報を考慮する。

②二次速報値

供給側推計は、1～3月期には一次速報値と同様の方法で、4～6月期は、製造業については、一

²⁰⁾ 前記脚注9の資料による。

次速報値と同様の方法で、サービス業については12品目について補外値を推計するなどとした。需要側推計のうち民間企業設備投資の基礎統計である法人企業統計調査では調査延期法人等について全国平均値で補完しているが、1~3月期では調査延期法人は3月11日以降設備投資を行っていないものとして推計した。

2) 景気動向指数

3月のCI一致指数は、前月と比較して3.2ポイントの低下となった。同指数では外れ値を刈り込む手法をとっている。前月からの上昇（下降）幅が「閾値×四分位範囲」以上の場合は外れ値とし、上昇（下降）幅を「閾値×四分位」で置き換える。閾値は現在1.87であるが、これは、毎年3月分速報時点で、昭和55年1月分から直近の12月分までの一致データから5%の外れ値を算出するように求め直している。刈り込みにより、今回の大震災のような大きな影響は、外れ値として切り捨てられる可能性がある。こうしたことから、3月分改訂時（5月23日）より、今年度中は刈り込みを行わないCI一致指数を公表することにした。

さらに、外れ値の処理方法を変更した。具体的には、外れ値を他の系列にも同時に発現する「共通循環変動」と当該系列のみに発現する「系列固有変動」に分離し、後者のみを外れ値の処理の対象とする。こうした処理により、大震災時のようなほぼ一斉に経済系列に影響を与える場合は外れ値として切り捨てられることから免れることが可能となる。

3) 第三次産業動向指数

3月分以降、商業動態統計調査、特定サービス産業動態統計調査はそのまま利用した。その他の所管外調査は、各々補完を行った²¹⁾。

3. 再集計、特別集計の実施

上記「2. 大震災への対応（2）一次統計」の各統計に記述したように、再集計や特別集計の工夫は見られた²²⁾。また、総務省「平成22年国勢調査小地域概数集計」は、東日本大震災の被害状況の把握等に資するため、統計法第32条に基づき、基幹統計の集計に先立ち行われた早期集計である。総務省「東日本大震災の人口移動への影響」（平成23年7月8日）は、「住民基本台帳人口移動報告（平成23年3~5月期）の結果から」という副題を持つもので、岩手県、宮城県及び福島県への転入、転出及び転出超過を取りまとめている。

部分的に再集計されたものとして、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」3月調査を見てみる。同調査は予定通り4月1日に公表された。発表と同時に、回答基準日が3月11日に設定されていたが、業況判断DIについてのみ2月24日から3月11日までの回収分と、3月12日から3月31

²¹⁾ リンク係数の使用、ARIMAによる推計など。「東日本大震災に係わる平成23年3月分第三次産業活動指数の対応状況について」平成23年5月18日、経済産業省調査統計部経済解析室。

²²⁾ 参考文献2に、被災に係る主な情報提供が掲載されている（p.25）。

日の回収分を分けて再集計し、3日後（営業日では1日の遅れ）の4月4日8時50分に公表するとのアナウンスがなされた。同結果表には、「地震後」の回答企業数が少ないこともあって、「地震前」と「地震後」のDI水準同士を比較することは適切ではない可能性がある。例えば、大企業・非製造業や中小企業・製造業の業況判断DIは地震後の回答分のほうが地震前回答分よりも高い値になっている。しかし、「地震前」の最近から先行きの変化幅と、「地震後」の最近から先行きの変化幅は比較可能性がより高いとの注記がなされている。もっとも3月12日から3月中の回収分も、実際の記入日は11日以前の可能性があり、震災の影響を回答の内容に反映させるといふ再集計の効果が必ずしも十分には見えていない²³⁾。なお、調査対象企業の75.3%が震災発生前に回答していた。

4. 調査項目の見直し、新設

前述したように総務省は統計の実施について弾力的に扱うと通知を発出²⁴⁾したにもかかわらず、大震災に関する項目を新設した統計の例はきわめて少ない。

(1) 備考欄の活用

総務省「サービス産業動向調査」には、調査対象事業所が記入する調査項目として備考欄が設けられているが、それを活用した。調査票備考欄には、「前月に比べて状況に著しい変動があった場合はその状況を具体的に記入してください（店舗改装による休業、事業内容に大きな変動があった、増資した、合資会社から株式会社に移行したなど）」とあり、調査事業所が記入することとされている。3月分（速報）を見ると、2月調査時点で全国3万8292事業所、被災4県で2058事業所が調査対象であったが、3月分の月間売上高への影響については、710事業所（全体の1.9%）が備考欄に記入した。4県での事業所ベースでは、123事業所（全体の6.0%）に月間売上高に関する記入があった。全国ベースでは、回答のうち96.6%が売上高減少、4県では95.9%が売上高減少を記入していた。月間売上高減少の理由についても、延べ600件以上の記入があった。

財務省「法人企業統計（四半期別調査）」にも備考欄はあるが、調査票では全く説明されておらず、記入要領において「サービス産業動向調査」と同様の説明がなされている。また、記入要領の調査票の記入例には、備考欄には「特殊事情についてはこちらに記入して下さい」とされている。

経済産業省「特定サービス産業実態調査」にも備考欄はあり、備考欄には括弧書きで、「記入内容について特記すべき事項があれば記入してください」とあるが、備考欄が欄外に置かれており、活用はなされにくい。厚生労働省「毎月勤労統計調査」には備考欄があるが、「本月分の報告内容

²³⁾ 「経済情報 NO2011-20」（三菱東京 UFJ 銀行 平成 23 年 7 月 1 日）による。

²⁴⁾ 総務省統計基準担当 3 月 15 日付通知には「震災に対応するため緊急に統計調査を実施することが必要になる場合も考えられます。その場合も総務省として弾力的な対応を行うことを考えております」とされている。

と前月分の間に着しい差がある場合はその理由を記入してください」と括弧書きされている。調査票の記入要領には、「前月分の調査票の数字と今月分の調査票の男女計の数字を比較して、大幅に異なっているとき、その理由を記入してください」、「『主要な生産品又は事業の内容』欄の記入内容を変えたときは、「産業変更」と、事業所の合併又は分離があったときは、それぞれ合併又は分離と記入してください」と記入内容を明示している (p.18)。国土交通省「造船造機統計調査」にも備考欄があるが、「木造の船舶については該当する行の備考欄に木船と記入して下さい」とあり、使用目的が特定されているように理解できる。

このように各統計調査の調査票、記入要領などを見る限りでは、備考欄の性格は統一されているわけではない。備考欄を有効かつ機動的に活用するにはあらかじめ様々な想定がなされ、例示を示しておくなどする必要があるが、そうした現状にあるとはいえない。ただ、備考欄の活用からでは、回答を統計的に扱うことには限界があるであろう。

内閣府「景気ウォッチャー調査」は、景気に関連の深い動きを観察するという目的であり、必ずしも数量ではないものも把握する必要があることから、各質問事項に自由回答欄が付けられている。3月調査では、回答者のうち57%が東日本大震災のコメントを付していた。地域別に見たコメント数の割合が、地域別の現状判断DIの変化幅に似た動向となっていた²⁵⁾。

以上、月次、四半期統計を中心に見てきた。総務省、経済産業省は2012年2月に全国すべての企業・事業所を対象に「経済センサスー活動調査」を行った。ここでも東日本大震災の影響について、備考欄の活用が図られた²⁶⁾。

(2) 新設項目

中小企業関連、その他では各関係機関により定期的に調査がなされ、統計として取りまとめられている。そうした調査統計には、今回の震災に対して、調査項目を新設するなどの対応が見られた。

(株)日本政策金融公庫「中小企業景況調査(2011年5月調査)」では、震災から現在までの売り上げの水準について尋ねる項目が新設された。震災が無ければ期待できたであろう売上高と比較して、5割未満であったと回答した事業所が13.7%、5~7割未満が4.7%、7~10割が71.7%、増加したところが4.9%であった(ただし同調査は首都圏、中京圏、近畿圏の三大都市圏の取引先を対象としたもの)。同公庫「全国小企業月次動向調査」は同公庫の取引先1500企業を対象にした調査であるが、東日本大震災の影響について3月実績調査から項目を立てて調査を開始した。5月実績調査では、67.3%の企業に影響が出ていると回答があったが、その後減少し、11月調査では29.8%となった。3月実績調査では青森県の一部、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の計105企業、4月では34企業について調査がなされなかった。また、同公庫保証先金融動向調査は、3ヵ月ごとに、東京都、宮城県などの信用保証協会の保証先企業1万4000社を対象に景況感等を調査するも

²⁵⁾ 「景気ウォッチャー調査・平成23年3月調査における東日本大震災関連のコメントについて」(内閣府)。

²⁶⁾ 「調査票の記入のしかた」という説明書以外に、「東日本大震災の影響について」という説明書きを1枚加え、備考欄への記入を促している。

のである。2011年9月中旬に実施された第170回調査より特別調査として「保証先中小企業における東日本大震災による影響及び借入の状況について」を実施しており、被災先中小企業の景況感、東日本大震災における影響および借入の状況、について調査、分析している。第168回調査は2011年3月8日に調査票が送付され、同3月22日が回収のための投函期限とされていた。同調査では3月11日の震災日までの回収は無かったが、最初に回収した3月15日を基準日として、基準日までの回収分とそれより後の回収分を分けて参考係数として再集計した。

さらに、信金中央金庫の四半期ごとの調査である「中小企業景気動向調査」は通常の業況判断DI等の調査とは別に、毎回特別調査を行っている。前述した第144回調査では「東日本大震災からの復興と中小企業」と題して、問1～問5の5つの質問項目を設けている。震災を受け、売り上げは平均約8%減少したと認識されている。岩手県、宮城県の一部企業については調査を実施していない。

中小企業同友会では、四半期ごとに景況調査が実施されている。2011年1～3月期景況調査は、3月5～15日を調査期間として実施されたが、大震災の影響が十分に反映されていないとして、3月28～30日にインターネット（一部ファックス）で緊急調査を行い景況調査と同時に公表した。調査対象地域は被災地を除く13道府県である。調査項目は震災の被害状況、売上状況、震災前後の受注・販売見通しなどである。

電通総研「消費気分調査レポート」でも震災後の消費マインドの変化を調査している。同調査は四半期ごとに全国の男女1000～2000名にインターネット調査を行っている。震災後には消費の自粛の状況や消費マインドの変化について調査している。

(株)日本政策投資銀行は、資本金10億円以上の民間法人企業を対象に、毎年1回全国設備投資計画調査を実施し公表している。2011年7月調査では、その中で東日本大震災の復興・復旧投資について項目を作り、尋ねている。同時に企業アンケート調査として企業行動に関する意識調査を行っており、東日本大震災の影響について、影響の有無、最も影響の大きいもの、復旧・回復状況等詳細な調査を行い公表している。

なお、行政機関が公表している統計調査の中では、金融庁「中小企業の業況等に関するアンケート調査」²⁷⁾は23年5月調査より、「悪化の要因」の調査項目を見直し、「仕入れ価値の上昇」と「販売価格転嫁の遅れ」を1つに統合するとともに、「東日本大震災や福島原子力発電所事故等の影響」を新設した。また、参考として、東日本大震災に関連した主なコメントを公表した。

(3) 項目新設の制約

こうした例に見られるように、公的統計では、震災に対して質問項目の設置といった機動的な対応がなされているとはいえない。これは、統計法第9条・第19条により行政機関の長が基幹統計

²⁷⁾ 現在の名称では21年11月より実施、同趣旨のアンケート調査は20年2月より実施している。全国の商工会議所を通じて行われる聞き取り調査であり、基幹統計調査、一般統計調査に該当しない。

調査、一般統計調査を行おうとするときはあらかじめ総務大臣の承認を受けないといけないこととされ、その中には報告を求める事項も含まれているからである。さらに基幹統計調査の場合は統計委員会の意見も聞かなければならないことになっている。毎月行われている様々な調査、例えば家計調査、労働力調査、毎月勤労統計などを活用して、それらに震災関連の項目を加えることは、効果的かつ効率的な情報収集と思われるが、制度的な制約が多いと推察され、実際に実施されていない。

5. 多様な対応に対する若干の評価と課題

前記「2. 大地震への対応」にまとめたように、実際の統計策定に関する対応は様々である。これは、前述した総務省4月15日付文書に「調査が実施できなくなった地域の推計方法を一律・包括的に定めることは不相当」という方針に沿ったものといえる。そして同文書は、特別な対応に関する情報の明示を求めている。どのような対応がなされたかは前述したように各々解説されているものが多いが、何故そうした対応をとることになったのか、そうした対応による結果のゆがみや留意点は何かについては明示されているとはいえない。

(1) 家計調査等と労働力調査

例えば代表的な月次の基幹統計である家計調査と労働力調査を比較してみる。これらは両者とも世帯を調査対象としており、調査員が調査票の配布、回収を行い、都道府県を通じて集められる。ところが家計調査は一部地域での調査の実施ができずに補完により全国値を公表しているが、労働力調査は被災3県すべてについて調査が実施できず、3県を除いた全国値を公表している。同様の調査対象、調査方法、調査周期であるにもかかわらず、こうした差異が生じている。労働力調査8月分になっても3県を除いた調査²⁸⁾となっているし、被災地域での調査の回復がきわめて遅い。他の調査が通常の状態となっていく中で労働力調査の回復度合いの遅れは目立っている。いずれにせよ、両統計とも、公表結果より消費の実態、雇用の実態は一層悪い可能性が大きいと推測できる。特に労働力調査に基づく雇用は被災県の情報をすべて切り捨てて全国値を推計しているの、相当実態と乖離している可能性がある。

なお、労働力調査は、5月分より参考として、宮城県、岩手県の調査できた区域の完全失業率を掲載している²⁹⁾。22年平均に比べて被災県の完全失業率は、5月はかなり高かったものの、着実に低下しており、宮城県以外は昨年の平均を大きく下回る傾向になっている。しかし3県全体では、調査区域の割合は当初きわめて低く、福島県は3月分から7月分まで調査ができないし、岩手県に

²⁸⁾ 5月分より岩手県、宮城県の一部で調査を再開し、8月調査でようやく福島県の一部で調査が再開された。

²⁹⁾ 7月分の岩手県は算出されていない。

第3表 被災3県の完全失業率（参考値）

（単位：％）

	3県	宮城県	岩手県	福島県
23年5月	6.6 (9.1)	7.0 (12.1)	6.5 (18.2)	— (0)
6月	5.6 (23.9)	5.9 (49.1)	4.2 (18.8)	— (0)
7月	5.2 (33.6)	5.7 (75.0)	— (12.5)	— (0)
8月	4.9 (60.6)	5.6 (79.6)	3.6 (60.0)	5.3 (39.6)
9月	4.9 (80.0)	5.5 (77.8)	4.1 (76.3)	4.7 (85.4)
10月	5.3 (82.7)	7.5 (78.2)	3.9 (75.0)	4.5 (93.8)
11月	4.4 (84.8)	6.5 (81.8)	2.9 (82.9)	3.8 (89.6)
22年平均	5.4	5.8	5.1	5.1

（備考）1. カッコ内は調査できた調査区域数の割合である。

2. 3県欄は、完全失業者数の構成割合を労働力人口の構成割合により割って算出した。

第4表 2011年各月の景気ウォッチャー調査回答率の動向（東北地方の母数は210名で変化なし）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
東北	95.2	93.8	91.4	94.8	93.3	94.0	92.4	96.2	91.4	95.7	95.2	94.3
全国	89.9	88.7	90.1	89.0	91.3	91.0	90.7	92.0	91.5	91.9	91.6	89.2

（備考）景気ウォッチャー調査各月調査結果より作成。

についても8月分で調査区域が過半を越える状況である。国民経済計算の速報値の推計において雇用保険の被保険者数を使って雇用者数を推計しているように、完全失業率のような政策目標となる統計値は、業務統計などによる補完が検討されても良いのではないか。「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）では「統計作成における行政記録情報等の活用について、より積極的に検討する必要がある」（p.9）とされている。

また、総務省「家計消費状況調査」は、3万世帯について、民間の調査機関に委託して実施しており、労働力調査（4万世帯）とほぼ同様の規模であるが、ある程度の補完調査で全国値が推計されている。労働力調査については、他の同様の手法による統計調査に比して、震災の影響からの回復が遅れたことには何らかの説明がなされても良かったのではないか。

（2）回答率の上昇、補完等と景況

日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（6月調査）の業況判断について、「統計上の技術的な要因として前回調査に比べ被災地にある企業の回答率が上昇したことも悪化幅を大きくさせた可能性がある³⁰⁾という指摘がある。

内閣府「景気ウォッチャー調査」においては、3月調査（下旬）では東北地方の回答率は低下し

³⁰⁾「日銀短観（2011年6月調査）結果」（三菱UFJリサーチコンサルティング2011年7月3日）による。

たが、4月調査以降従来の水準に戻っている。こうした被災地の回答率の向上の過程ではその影響に留意しなければならない。

財務省「法人企業統計調査（四半期別調査）」では、調査延期法人について、全国値などで補完が行われている。しかしこの統計を活用して推計される四半期別国内総生産の民間設備投資の推計については、補完の数値を使用せず、大震災以降調査延期法人の設備投資はなされなかったというような考え方を採用している。投資の項目については補完が過大推計をもたらしていると見られるからであろう。

6. まとめ

以上から今回の東日本大震災により、それまで実施されていた統計策定に大きな支障が生じた。そのため被災県または被災地域をどう扱うかに関しては様々な対応がなされた。公表の取り止め、延期から、調査できなかつたところを除いたもの、何らかの補完をしたもの、あるいは電話等で聞き取るなどしたものなどである。実際に大きな被害を生じて調査が実施できないまたは延期された場合、補完せずに集計された場合、あるいは通常の補完がなされた場合では全国値が実勢よりも楽観的になってしまう可能性が大きいであろう。

また、今回の震災はサプライチェーン（供給体制）の分断により全国や海外の経済に大きな影響を与え、また個人消費支出や雇用など各方面にも大きな影響を与えた。既存の月次統計などを活用して、そうした統計調査の中に必要な調査項目を盛り込み、現状把握に努めるといった統計の機動的な活用がなされることがあってもよかつたのではないかと考えられる。

最近の日本経済は基本的に緩慢な動向を続けており、災害や海外発の経済的なショックなどは統計数値に対して目立った影響を与える。そうした場合の統計策定のあり方、統計の役割について、少なくとも今回の東日本大震災の場合をケーススタディとして十分に分析・検討し、見直しや修正を加えていく必要があるであろう。

参考文献

- [1] 総務省政策統括官監修 「統計実務基礎知識」平成20年度版（財全国統計協会連合会 2008年3月）
- [2] 総務省政策統括官 「平成22年度統計法施行状況報告」平成23年7月8日
- [3] 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日）
- [4] 「テキストブック経済統計論」三瀧信邦・関弥三郎編 有斐閣 1985年
- [5] 「全国企業短期経済観測調査」における欠測値補完の検討」宇都宮浄人・園田桂子 日本銀行調査統計局 Working Paper01-11（2001年8月）
- [6] 内閣府「経済財政白書平成23年版」（2011年7月）